

2013年1月15日

一般用医薬品のインターネット販売を認める最高裁判決に対する談話

全国保険医団体連合会
政策部長 三浦 清春

最高裁判所は1月11日、ネット通販業者2社が起こした一般用医薬品のネット販売規制に関する行政訴訟で、国の上告を棄却した。ネット販売を認めた二審東京高裁の判決が確定した。

医薬品販売を薬剤師のいる薬局・薬店に限定しているのは、副作用の危険を伴うため、薬剤師が服用上の注意を説明する必要があるためである。

2009年6月施行の薬事法に基づき、省令で、副作用リスクが高い「第1類」と「第2類」の医薬品については、インターネット販売を禁止し、薬剤師等が常駐する対面販売を義務付けている。こうした規制を違法として結論づけることは、医薬品の使用にあたり、安全よりも営利を優先していると言わざるを得ない。薬害が増加することが懸念される。

医薬品は、そもそも大なり小なり人体に影響（危険）を及ぼすものであり、過去には一般用医薬品においても、少なくない薬害を経験している。その教訓からしても、決して軽々しく扱われるものではない。

医薬行政は、国民のいのちと安全を第一義とすべきである。判決を受けての今後の薬事法や省令での見直しに当たっては、安易に医薬品のインターネット販売を拡大する道ではなく、安全確保のルールを法律上で明確にして、離島・へき地ややむを得ない場合等を除いて、インターネット販売は原則認めないよう強く求めるものである。

以上